

令和2年5月14日
全国信用組合中央協会

新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください

新型コロナウイルス感染症や特別定額給付金(仮称)に関する不審な電話や、ショートメッセージ(SMS)、メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、Webサイト等が確認されています。

こうした新型コロナウイルス感染症に乗じた犯罪等の被害にあわないよう、心当たりのない電話やメール、Webサイトには十分にご注意ください。

【新型コロナウイルスに乗じた犯罪等の事例】

➤ ATMへ誘導し、お金を振り込ませる事例

国や市区町村などの職員を騙り、「特別定額給付金の申請を代行する」、「新型コロナウイルス対策で助成金が出る」、などと電話をかけ、ATMへ誘導、お金を振り込ませようとする。

➤ 偽サイト(フィッシングサイト)へ誘導し、口座番号やクレジットカード番号、その他の個人情報などを詐取する事例

「特別定額給付金の振込みのために手続きが必要」などといったメールやSMSを送付し、偽サイト(フィッシングサイト)に誘導、口座番号やクレジットカード情報等の個人情報を騙し取ろうとする。

【関連情報サイト】

金融庁：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200407/20200407.html>

全銀協：<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/covid19-fraud/>

消費者庁：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice_200227.html

国民生活センター：http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html

以上